

安芸市教育委員会の後援等に関する事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、安芸市教育委員会（以下「委員会」という。）が、市民の教育、文化、芸術、スポーツ、人権及び生涯学習の普及向上に関する事業に対して共催及び後援（以下「後援等」という。）を行う場合の基準、手続等について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 共催 委員会が当該事業の企画及び運営に参画し、共同主催者として責任の一部を負担することをいう。
- (2) 後援 委員会が当該事業の趣旨に賛同し、その実施について奨励することをいう。

(名義)

第3条 後援等による名義は、安芸市教育委員会とする。

(事業の主催者)

第4条 委員会が後援等を行う事業の主催者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国、地方公共団体及びその他公共的団体等
- (2) 市の関係団体又は国若しくは地方公共団体が構成員となっている実行委員会等
- (3) 公益法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人並びにこれに準ずる公共的団体（宗教団体又は政治団体を除く。）
- (4) 教育、文化、芸術、スポーツ、人権及び生涯学習の普及向上に寄与する事業を行う団体（宗教団体又は政治団体を除く。）又は委員会に關係する育成団体
- (5) 新聞社、放送局等報道機関
- (6) その他委員会が特に適当と認めるもの

(承認の基準)

第5条 後援等は、次の各号のすべてに該当するものに限り承認する。

- (1) 委員会の行政方針に沿ったものであること。
- (2) 原則として安芸市内が開催地であること。ただし、市外において開催される場合であっても、委員会が本市の教育、文化、芸術、スポーツ、人権及び生涯学習の普及向上に寄与すると認めるものについては、この限りでない。
- (3) 広く一般市民を対象とした事業であって、その内容が教育、文化、芸術、スポーツ、人権及び生涯学習の普及向上を図るもので、公益性を有するものであること。

- (4) 開催の日時、会場及び運営が適切であること。
 - (5) 主催者の所在及び役員構成が明確で、事業遂行能力が十分であると判断されること。
 - (6) 主催者が参加者から入場料その他費用を徴収するときは、徴収の目的が適正かつ明確であること。
- 2 共催にあたっては、前項の規定によるほか、委員会が負担する責任の範囲が明確になっているものであること。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当するときは、後援等の承認は行わないものとする。
- (1) 法令又は公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (2) 同人的活動等で公共性の乏しいもの
 - (3) 営利又は商業宣伝を目的とするもの
 - (4) 特定の宗教又は政治団体を宣伝し、支持し、又は反対する意図があると認められるもの
 - (5) 安芸市暴力団排除条例（平成23年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員と関係があるもの又はそのおそれのあるもの
 - (6) 後援等を行うことによって、第三者に直接的、間接的に重大な利害を及ぼすもの又は及ぼすおそれのあるもの
 - (7) その他委員会が後援等することが不適当と認められるもの
（後援等の申請）
- 第6条 後援等の承認を受けようとする者は、共催・後援依頼申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を、原則として事業開催30日前までに委員会に提出しなければならない。ただし、申請書については委員会が認める場合において任意の様式によることができる。
- 2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。
- (1) 事業計画書
 - (2) その他参考となる資料
（承認の決定）
- 第7条 委員会は、前条の規定による申請を受理したときは、14日以内に承認の可否を決定し、共催・後援承認（不承認）通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。
（承認の取消し等）
- 第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、後援等の承認を取り消すことができるものとする。
- (1) 事業実施前に第5条第3項の規定に該当することが明らかになったとき。
 - (2) 第6条の申請内容、計画書等の添付資料等に虚偽の事項があったとき。

(事業計画の変更等)

第9条 事業の主催者は、申請時の事業計画を変更又は中止しようとするときは、速やかに当該変更又は中止に係る内容について委員会に届け出なければならない。

(事業報告)

第10条 委員会は、必要があると認めるときは後援等の承認を受けた者に対し、後援等の承認を受けた当該事業の実施状況その他必要な事項について、共催・後援事業実施報告書(様式第3号)により報告を求めることができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年8月1日から施行する。
- 2 安芸市教育委員会の共催及び後援に関する取扱要領(平成5年10月1日施行)は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、廃止前の要領の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。